

健 生 発 0707 第 1 号
令 和 7 年 7 月 7 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

栄養士法施行令の一部を改正する政令の公布について（公布通知）

栄養士法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 252 号。以下「改正政令」という。）が別添のとおり 7 月 4 日に公布され、本年 11 月 1 日（第 10 条の改正規定については公布の日）に施行することとされたところです。

今回の改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 改正政令の趣旨

栄養士の養成施設及び管理栄養士養成施設（以下「指定養成施設」という。）の指定等に係る手続については、指定養成施設の設置者が、主務大臣に対して、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して行うこととされている。当該都道府県經由事務については、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、都道府県及び指定養成施設の意見を踏まえつつ、廃止する方向で検討することとされた。今回の改正は、これを踏まえ、都道府県の事務負担を軽減する観点から、指定養成施設の指定等に係る手続における都道府県經由事務を廃止するものである。

2 改正の内容

以下の手続について、指定養成施設の所在地の都道府県知事の經由を要しないこととする。

- ・指定養成施設の指定の申請
- ・指定養成施設の内容変更の承認の申請
- ・前年度卒業者の員数及び学生又は生徒の現在員数の届出
- ・指定養成施設の名称等の変更の届出
- ・指定養成施設の廃止等の届出